

産業環境委員会陳情説明資料

令和5年9月27日

件名	頁
(1) 受理番号31 インボイス制度の廃止、または中止、延期を求める意見書を国に提出することを求める陳情	2
(2) 受理番号32 インボイス制度実施を中止するよう国に意見書の提出を求める陳情	4

(産業経済部)

件名	受理番号 31 インボイス制度の廃止、または中止、延期を求める意見書を国に提出することを求める陳情
所管部課名	産業経済部 産業政策課
陳情の要旨	1 インボイス制度は実質的な増税です。導入されれば、当区の経済や文化に重大な影響を与えます。 2 上記のような意思を国に示し、制度の廃止、または中止、延期を求める意見書の提出を求めます。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 インボイス制度について (1) インボイス（適格請求書）とは 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書（軽減税率の対象費目である旨と税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）を記載した請求書）」に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。 インボイスを発行できるのは「インボイス発行事業者」に限られる。「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し、登録を受ける必要がある。 (2) インボイス制度の概要 消費税の仕入税額控除の方式で、課税事業者（課税売上高が1,000万円を超える事業者等）が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる。 ア 売手側 売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）からインボイスを求められたときは、交付しなければならない。インボイスの交付には、インボイス発行事業者の登録を受ける必要がある。 イ 買手側 買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスを保存する必要がある。 (3) 開始時期 令和5年10月1日 ※ 激変緩和措置によるインボイス登録申請期間の延長 インボイス制度の円滑な導入と事業者の負担軽減を図るため、令和5年3月末から令和5年9月末まで延長

2 インボイス制度導入にあたっての経過措置

(1) インボイスの発行ができない免税事業者との取り引きに関する経過措置

第1期	令和5年10月1日から 令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可
第2期	令和8年10月1日から 令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可
第3期	令和11年10月1日から	仕入税額控除不可

(2) 免税事業者が課税事業者になった場合の経過措置

インボイス制度を機に、免税事業者が課税事業者になった場合、課税売上高が1,000万円以下の事業者を対象に、2割の納付とする（仮受消費税の80%を仕入税額控除の対象とする）。

適用期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日

3 他自治体における意見書の採択状況（令和5年7月31日現在）

全国207自治体議会で採択（自治体数1,788）

※ 東京都6自治体議会で採択（自治体数63）

件名	受理番号 32 インボイス制度実施を中止するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	産業経済部 産業政策課
陳情の要旨	1 日本政府に「インボイス制度の実施中止」を求める意見書の提出を求めます。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 インボイス制度について</p> <p>(1) インボイス（適格請求書）とは 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書（軽減税率の対象費目である旨と税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）を記載した請求書）」に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。 インボイスを発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られる。「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し、登録を受ける必要がある。</p> <p>(2) インボイス制度の概要 消費税の仕入税額控除の方式で、課税事業者（課税売上高が1,000万円を超える事業者等）が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる。 ア 売手側 売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）からインボイスを求められたときは、交付しなければならない。インボイスの交付には、インボイス発行事業者の登録を受ける必要がある。 イ 買手側 買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスを保存する必要がある。</p> <p>(3) 開始時期 令和5年10月1日 ※ 激変緩和措置によるインボイス登録申請期間の延長 インボイス制度の円滑な導入と事業者の負担軽減を図るため、令和5年3月末から令和5年9月末まで延長</p>

2 インボイス制度導入にあたっての経過措置

(1) インボイスの発行ができない免税事業者との取り引きに関する経過措置

第1期	令和5年10月1日から 令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可
第2期	令和8年10月1日から 令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可
第3期	令和11年10月1日から	仕入税額控除不可

(2) 免税事業者が課税事業者になった場合の経過措置

インボイス制度を機に、免税事業者が課税事業者になった場合、課税売上高が1,000万円以下の事業者を対象に、2割の納付とする（仮受消費税の80%を仕入税額控除の対象とする）。

適用期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日

3 他自治体における意見書の採択状況（令和5年7月31日現在）

全国207自治体議会で採択（自治体数1,788）

※ 東京都6自治体議会で採択（自治体数63）